

PCB廃棄物の処理体制について

種類	高圧トランス・コンデンサ等	安定器等・汚染物	低濃度PCB廃棄物
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・1972年までに製造されたPCB濃度60～100%の機器 ・廃PCB及びPCBを含む廃油 	<ul style="list-style-type: none"> ・安定器等の3kg未満の小型電機機器 ・感圧複写紙 ・ウェス等 	<ul style="list-style-type: none"> ・絶縁油中のPCB濃度0.5mg/kgを超える機器で、高濃度でないもの ・PCB濃度5,000mg/kg以下の汚染物等
処理施設	中間貯蔵・環境安全事業(株) (JESCO) ※基本的には北海道事業所で処理されます。 (時期は未定ですが、大型トランスの一部は東京事業所、特殊コンデンサの一部は大阪事業所で処理することになります。)		環境大臣の認定又は都道府県知事の許可を受けた施設
処理期限	処理期限：H35.3.31日まで	処理期限：H36.3.31日まで	処理期限：H39.3.31日まで
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・処理のためにはPCB特別措置法に基づく届出とは別にJESCOへの登録が必要 ・登録手続きをした後、処理の順番がくるまで適正な保管をお願いします。 ・処理の順番が来たら、滞りなく処理を行ってください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・処理のためにはPCB特別措置法に基づく届出とは別にJESCOへの登録が必要 ・登録手続きをした後、処理の順番がくるまで適正な保管をお願いします。 ・処理の順番が来たら、滞りなく処理を行ってください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国28施設(平成27年12月28日現在) 認定施設 27施設 許可施設 2施設 ※受入れ可能な品目が施設ごとに異なるので注意が必要 ・保管事業者自らが、処理可能な施設と連絡し、処理を行ってください。

PCB廃棄物処理について、ホームページでもご案内しています。

JESCOへの登録 http://www.jesconet.co.jp/customer/discount_02.html

低濃度PCBの処理施設(環境省) <http://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>